

福岡市公報

令和 6 年 7 月 18 日 第 7069 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

- 歳入の徴収の事務の委託 (第186号)..... 1
- 地縁による団体の主たる事務所及び代表者の変更 (第187号)..... 2
- 福岡市曲渕農業集落排水処理施設により下水を排除することがで
きる地域の変更 (第188号)..... 2
- 自転車放置禁止区域の指定 (第189号)..... 3

公 告

- 一般競争入札の実施 (第225号)..... 5
- 特定調達契約等に係る一般競争入札の実施 (第226号)..... 5
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定 (第227号)..... 7
- 指定管理者の公募 (第228号)..... 7

告 示

福岡市告示第186号

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、歳入の徴収の事務を次のように委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

委託事務	委託の相手方	指定をした日	委託をした日	委託期間
アイランドシティはばたき公園の使用料及び占用料の徴収事務	福岡市東区青葉一丁目19番21号 はばたきエコパーク・マネジメントチーム共同事業体	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

福岡市告示第187号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和6年7月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	野芥四区町内会	会長宅（福岡市早良区梅林六丁目25番13号）	福岡市早良区梅林六丁目25番13号 柴山 博
変更後 （平成30年 4月8日付）		会長宅（福岡市早良区野芥四丁目29番5号）	福岡市早良区野芥四丁目29番5号 大坪 憲義
変更後 （令和6年 4月21日付）		会長宅（福岡市早良区梅林六丁目28番3号）	福岡市早良区梅林六丁目28番3号 井口 孝子
変更前	三郎丸町内会	会長宅（福岡市早良区東入部一丁目11番33号）	福岡市早良区東入部一丁目11番33号 松石 美栄
変更後		会長宅（福岡市早良区東入部二丁目6番10号）	福岡市早良区東入部二丁目6番10号 樋口 光男

福岡市告示第188号

福岡市曲刈農業集落排水処理施設により下水を排除することができる地域を変更したので、福岡市集落排水処理施設条例第4条第3項において準用する同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（農林水産局水産部漁港課）において一般の縦覧に供する。

令和6年7月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

下水を排除することができる地域の変更箇所

福岡市早良区大字飯場の一部

福岡市告示第189号

福岡市自転車の放置防止に関する条例第 8 条第 1 項の規定に基づき、自転車放置禁止区域を次のように指定するので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

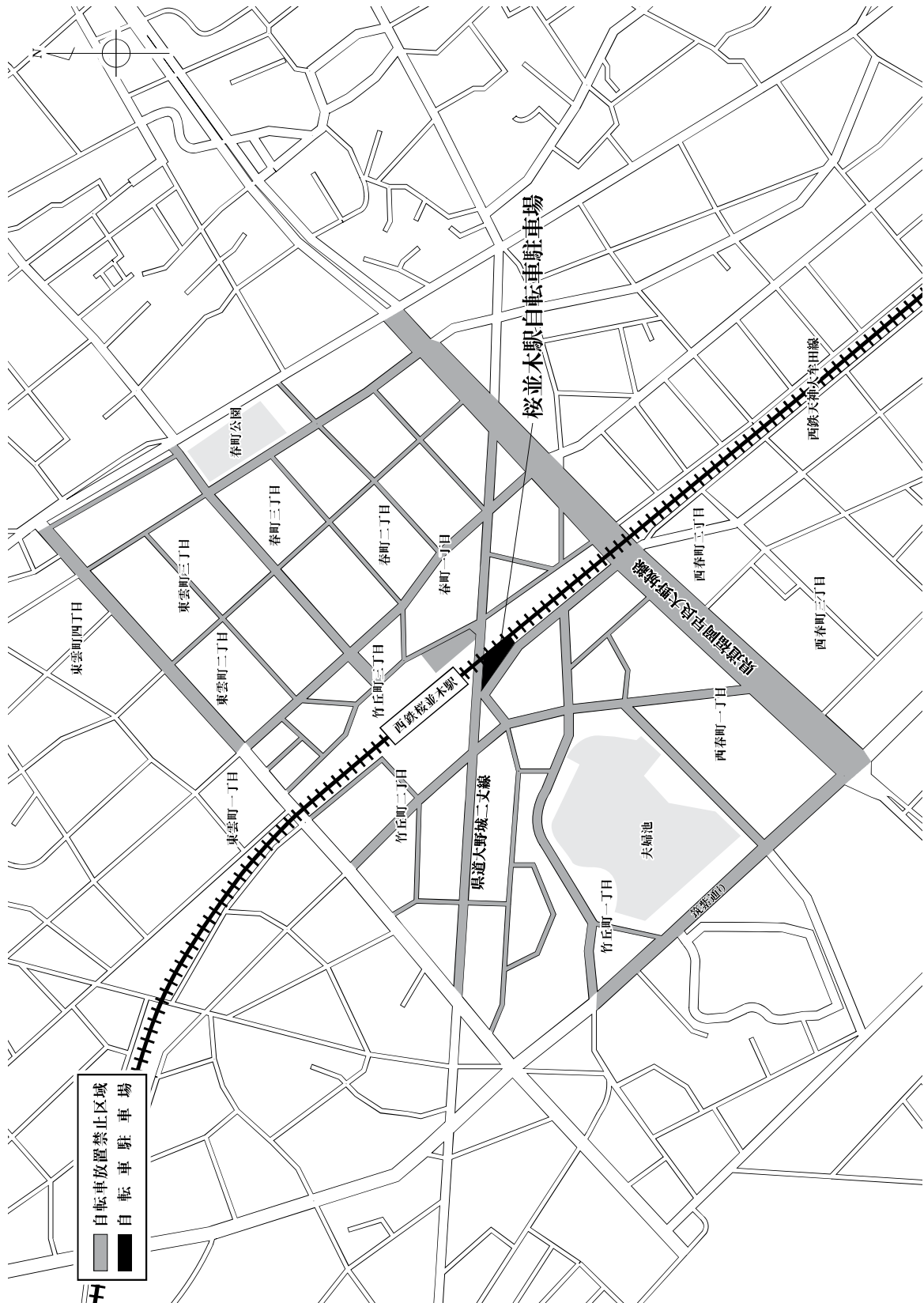
1 指定区域

西鉄桜並木駅周辺地区 別図表示の区域

2 指定年月日

令和 6 年 7 月 18 日

別図 西鉄桜並木駅周辺地区



公 告

福岡市公告第225号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和 6 年 7 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	令和 6 年度博多ふ頭ー7.5m岸壁電気防食装置補修工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 7 月 25 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後 10 時まで

福岡市公告第226号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

令和 6 年 7 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

免税軽油の購入

(2) 予定数量

137,000リットル

2 入札日時

令和 6 年 8 月 22 日 午後 3 時 30 分（郵送による場合は、同月 21 日 午後 5 時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第 234 条第 3 項本文の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市財政局財政部契約課

電話 092-711-4186

(2) 期間

この公告の日から令和 6 年 7 月 29 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

6 今後の入札公告予定時期

令和 6 年 8 月

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

(1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured

Purchase of tax-free diesel

(2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required

137,000 liters

2. Date & time of tender

3:30 p.m., August 22, 2024

(Tender by post to arrive by 5 p.m., August 21, 2024)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Contract & Acquisition Section, Finance Department, Finance Bureau,
Fukuoka City Hall

1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City

Tel: (092) 711-4186

(2) Period

From the date of this notice to July 29, 2024, excluding weekend(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

5. The next notice of tender:

- August 2024

福岡市公告第227号

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づき、建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第6項の規定により次のように公告する。

なお、当該認定に係る図書は、福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和6年7月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 申請者氏名

福岡市住宅都市局住宅部住宅建設課長

2 対象区域の位置

福岡市東区城浜団地1番40から42まで、1番44から47まで、1番48の一部、1番60、1番64から70まで、1番72から74まで、1番75の一部、1番76の一部、1番78、2番5の一部、2番9及び2番24

3 認定番号

第11号

4 認定年月日

令和6年6月26日

福岡市公告第228号

福岡市立児童心理治療施設条例（以下「条例」という。）第6条第1項本文の規定に基づき、福岡市立児童心理治療施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市立児童心理治療施設条例施行規則（以下「規則」という。）第5条の規定により次のように公告する。

令和6年7月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
-----	-------

福岡市立児童心理治療施設

福岡市中央区地行浜二丁目

2 指定の予定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

次のア又はイに掲げる児童の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間。ただし、提案内容により、開館時間を変更することがある。

ア 入所児童 24 時間

イ アに掲げる児童以外の児童 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日にあっては、午前 9 時から正午まで）

(2) 休館日

次のア又はイに掲げる児童の区分に応じ、それぞれア又はイに定める日。ただし、提案内容により、休館日を変更することがある。

ア 入所児童 無休

イ アに掲げる児童以外の児童 日曜日、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(3) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項に定めるところによること。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2) に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

次のいずれにも該当するもの

-
- (1) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設の経営の実績がある社会福祉法人であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - イ 法人又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの
 - ウ 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの
 - エ 法人又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。
 - (イ) 暴力団員が実質的に運営していること。
 - (ウ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。
 - オ 法人又はその代表者が、指定管理として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの
 - カ 本市が出資する外郭団体であるもの
 - キ その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの
- 7 詳細は、募集要項による。
- 8 募集要項を次のとおり交付する。
- (1) 場所
インターネット
福岡市ホームページ
URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>
 - (2) 期間
令和6年7月18日から同年8月30日まで
- 9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先
- (1) 受付期間
 - ア 期間
令和6年8月20日から同月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - イ 時間
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出先
-

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（こども未来局こども健やか部こども家庭課）

電話 092-711-4238